**第１６回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和３年６月２４日　木曜日　午前１０時００分から１１時３０分まで

場所：ウェブ開催

出席委員

大竹　浩司　　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

大野　素子　　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会副会長

小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部長教授

坂本　ヒロ子　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

佐々木　祥光　有限会社ササキセキュリティー取締役部長

塩見　洋介　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣　　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科兼

地域保健学域教育福祉学類教授

堤添　隆弘　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

長尾　喜一郎　一般社団法人大阪精神科病院協会会長

南條　正幸　　関西鉄道協会専務理事

南野　和人　　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

福島　豪　　　関西大学法学部教授

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会障がい者問題研究会委員

　◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

大阪労働局職業安定部職業対策課長　代理

近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課長

市長会代表市担当課長　代理

町村長会代表町村担当課長

○事務局　ただいまより、「第１６回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

　委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ウェブ会議ということで開催させていただいてございます。

　まず、開催にあたりまして、障がい福祉企画課長より、一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局　皆様、おはようございます。

　委員の皆様には、日ごろから、本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご支援をいただきまして、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。また、本日はご多忙の中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

　本日の協議会は、このようなウェブ開催という形でさせていただいております。事務局で予行演習は重ねてまいりましたが、多人数でのウェブ会議というものは初めての試みでもございます。トラブルや不明な点がございましたら、遠慮なく事務局までご連絡いただければと思います。皆様のお力をお借りしながら、よい会議にしたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

　さて、このたび、大阪府では、障がい者差別解消条例を一部改正いたしまして、令和３年４月１日付で施行したところでございます。障害者差別解消法より一足先に、事業者による合理的配慮を義務化しました。国におきましても、先日、改正法案が可決されまして、６月４日付で公布されました。施行は、公布の日から３年以内ということになっておりますので、少し先になろうかと思いますが、今後、国が定めてまいります、基本方針につきまして議論が始まっていくものと考えております。今回の法改正によりまして、ただちに大阪府の条例改正が必要になるとは考えておりませんが、今後の国の議論を注視いたしまして、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

　昨今、コロナ禍によります閉塞的・抑圧的な生活が続くことで、世の中にはストレスフルで不寛容な空気が広まっているような感もございます。こうした社会情勢においてこそ、障がい者差別の解消に向けた取組みが、より一層、重要になってくると確信しておりますので、委員の皆様におかれましても、引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。

　本日は、次第にお示しのとおり、今年度の合議体の運営方針、そして大阪府における相談に関する検証報告書等についてご審議いただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、活発なご議論をお願いして、ごあいさつとさせていただきたいと存じます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、はじめに、ウェブ会議の留意点につきまして、簡単に確認させていただきます。

　まず、会議中はカメラはオンにしていただきますようお願いいたします。

　次に、現在はマイクはミュートにしていただいていると思いますが、ご発言のとき以外は、このミュートの状態のままとしていただきますようお願いいたします。

　また、ご発言の意思表示につきましては、こちらのTeamsの挙手ボタンを押すことによって行っていただきますようお願いいたします。その上で、会長の指名を受けたのちに、ミュートを解除していただいてご発言いただきますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、お手数ですが、マイクを再びミュートの状態に戻していただきますようお願いいたします。

　会議中に通信回線や音声通話が途切れるといったような問題が生じた場合、もしくは緊急のご連絡等がある場合には、Teamsのチャット機能、もしくは、あらかじめ、昨日（６月23日）、皆様にご連絡いたしました事務局の電話番号、メールアドレスまでご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　続きまして、会議の成立についてでございます。本日は、委員総数20名のうち、委員16名のご出席をいただいております。大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　なお、本日は４名の方から欠席のご連絡を頂戴してございます。

　続きまして、今年度新たに委員にご就任いただきました委員の方をご紹介させていただきます。４月１日付でご就任いただきました、有限会社ササキセキュリティー取締役部長の佐々木様でございます。

○委員　よろしくお願いいたします。弊社は、警備会社でございまして、建築関係の交通誘導整理、施設の警備、この２本を主軸で行っております。今回、委員として参加させていただきますが、経験不足、知識不足等で皆様にご迷惑をおかけするかとは思いますが、精一杯尽力いたしますので、今後とも、よろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。

　続きまして、本日の資料でございますが、昨日、電子データでお送りさせていただきました資料は届いておりますでしょうか。今回の資料は以下のとおりになってございます。

　資料１「令和３年度合議体の運営について」

　資料２‐１「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（概要版）（案）」

　資料２‐２「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（案）」

　資料２‐３「令和２年度大阪府広域支援相談員が対応した相談事例について」

　資料３‐１「大阪府障がい者差別解消協議会運営要領（案）」

　資料３‐２「大阪府障がい者差別解消協議会運営要領新旧対照表」

　参考資料１‐１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」

　参考資料１‐２「府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」

　参考資料１‐３「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」

　参考資料１‐４‐１「府内市町村（首長部局）における対応要領の策定状況について」

　参考資料１‐４‐２「府内市町村（教育委員会）における対応要領の策定状況について」

　以上になってございます。

　続きまして、会議の公開についてでございます。大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めておりまして、本指針に基づき、本会議も原則、公開としてございます。本日、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめ、ご了承いただきますようお願いいたします。

　なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆様を除くオブザーバーの方、関係者の方には一時ご退席を、傍聴スペースにつきましては一時音声を止めさせていただくことになります。

　次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員の方もいらっしゃいます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようにゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長　はい。「第１６回大阪府障がい者差別解消協議会」を始めたいと思います。お忙しいところ、お時間をお取りいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、次第に従って議事を進めてまいります。今日の次第、議題は４点になります。まず、議題１「令和３年度合議体の運営について」、事務局よりご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局　令和３年度の合議体の運営についてご説明いたします。平成28年度より実施しております、広域支援相談員の相談事例に関する「助言・検証実施型」の合議体につきましては、残念ながら、昨年度（令和２年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施に至らなかったということでございます。しかしながら、合議体を開催することによりまして、相談についての現状把握や整理がなされますとともに、広域支援相談員の対応力の向上にもつながりますことから、継続的に実施し、議論を重ねていくことは重要であるという認識には変わりはございません。

　資料にもございますように、令和３年度につきましては、少なくとも２回の合議体を開催し、広域支援相談員が対応や判断に苦慮した困難事例を中心に検証等を行ってまいりたいと考えております。こちらには特に記載はさせてもらってはいませんが、開催時期としましては秋ごろと年明けごろの実施を想定していますが、感染状況によってはオンラインでの開催ということも含めて考えてまいります。それ以外にも必要であれば、随時実施するということに変わりはございません。

　また、広域支援相談員が対応しても、なお解決が難しく、障がいのある方から条例に基づくあっせんの求めがあった場合につきましては、紛争を解決するための「あっせん実施型」の合議体を適宜開催してまいります。なお、のちの議題でも触れさせていただきますが、昨年度は１件、あっせんの求めがありまして、「あっせん実施型」の合議体を開催しております。また、今年度につきましても、現在１件のあっせんの申し立てが出ておりまして、現在進行形で開催しています。

　このあとにつきましては、合議体の実施方法となりますが、合議体の構成員につきましては、大阪府障がい者差別解消協議会規則の規定に基づきまして、大阪府障がい者差別解消協議会の委員の先生方および専門委員の先生方の中から、事案に応じて会長が指名した５名としまして、基本として少なくとも１名の障がい者関係委員等の参加を得て組織することといたします。

　また、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領に基づきまして、合議体の運営にあたりましては、会長が必要と認める場合には、適宜、構成員以外の方の出席を求め、意見を聞くことといたします。

　合議体の５名の構成員以外の解消協（大阪府障がい者差別解消協議会）の委員が、合議体の視察をしたいというお求めがあった場合には、運営要領の規定にしたがいまして、会長の許可を得た場合は、視察をしていただくことといたします。

　また、合議体で議論した相談事例等につきましては、昨年の分は資料２でお示ししますが、報告書として今年度も取りまとめていこうと思っております。説明は以上となります。

○会長　はい。ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明に関して、質問等、ご意見等がございましたら、挙手ボタンをお願いいたします。いかがでしょうか。

　よろしいでしょうか。今年度の「あっせん実施型」の合議体の運営が７月に予定されていますが、それ以外でも「助言・検証実施型」の合議体を２回程度進めていきたいと考えております。皆様にもご協力いただくことがあるかとは思いますが、その時はよろしくお願いいたします。

　それではご意見がないようですので、今年度の合議体は事務局説明のとおり進めてまいりたいと思います。

　次に、議題２「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（案）について」。毎年、作成しているものでございますが、今年度の報告書がまとまりましたので、皆様方のご意見を頂戴しながら最終確定をしたいと思っています。それでは、事務局、よろしくお願いします。

○事務局　はい。議題２の「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書案」につきまして、ご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料２‐１「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（概要版）（案）」と、冊子になっております、資料２‐２「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書（案）」と、それからＡ４の横になっています、資料２‐３「令和２年度大阪府広域支援相談員が対応した相談事例について」の事例集の３部構成になっております。資料２‐１で概要は把握していただけると思いますが、本日は、資料２‐２をページをおって簡単に説明させていただきたいと思います。

　この検証報告書でございますが、例年は「助言・検証実施型」の合議体において議論された内容につきましてまとめたものを、主要なコンテンツの１つとして掲載しておりましたが、議題１でも申し上げましたとおり、昨年度はこのタイプの合議体を一度も開くことができませんでしたので、その部分の記述はございません。

　一方で、障害者差別解消法と大阪府障がい者差別解消条例が平成２８年より施行されて、令和２年度まででちょうど５年になりますことから、この５年間に広域支援相談員が受けた相談の件数等につきまして、簡単にではございますがまとめております。

　それでは資料につきまして、順に説明させていただきます。まず２ページ目を見ていただけたらと思います。広域支援相談員の役割であったり合議体との関係、そして課題と考えられる点につきまして、記載させていただいております。

　続きまして、次の３ページからは、広域支援相談員が令和２年度に受けた相談事案の件数や、それを分類した結果などについて記載させていただいております。

　４ページ目の上段をご覧ください。こちらは昨年度１年間で広域支援相談員が受けた相談の件数をグラフで示したものとなっております。昨年度１年間で相談員が新規に受けた相談の件数は148件ありました。このほかに、令和元年度からの継続案件として４件の相談があったことから、昨年度の相談の件数としましては全部で152件という結果でした。

　なお、令和元年度の新規相談件数は188件ということで、昨年度は一昨年度と比較すると２割程度新規相談の件数は減少したという結果になっております。

　これにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために外出を控えるように求められたということもありまして、さまざまなサービス等に触れる機会も減少したことに伴うものではないかと考えております。

　次に、その下に記載しております、相談の対応件数につきまして、この対応件数といいますのは、相談員が実際に受けた電話やメール、対面での相談の回数をカウントしたものとなっております。こちらは、昨年度は1,713回ということで、一昨年度の1,155回と比較して５割程度も増加するという結果になりました。

　ただ、ちょっとこれには注釈が必要でして、新規相談件数が一昨年度と比較して減少したにもかかわらず、対応件数が大幅に増加した理由ですが、これまで対面で相談されていた方が、コロナ禍で外出の自粛を求められるようになりまして、電話での相談に切り替えられて、それも短い電話を何回かかけてこられるということで、短い相談を何度も繰り返されるというような方もいらっしゃって、回数が増えました。または、メールを頻繁に送ってこられる方もありまして、そういう個別の方の回数が多かったというところも大きな原因となっているところでございます。その要因を仮に取り除くとすると、必ずしも増えているというわけではございません。

　次に、隣の５ページは、相談者の内訳になりますが、昨年度は市町村からの相談の比率は21.1％と、前年度実績の26.8％と比較すると減少しております。

　続きまして、６ページは、相談内容の類型を示したものになります。昨年度は「不当な差別的取扱い」に関する相談が９件、「合理的配慮の不提供」に関する相談が５件でした。また、法律上の差別の類型には該当しないのですが、障がいのある人に対する不適切な発言や態度のあったケース、これらを「不適切な行為」として大阪府では整理しておりますが、そのような行為は全部で16件という結果でした。また、令和２年度につきましては、「相談・意見・要望」に関する事例が多かったというのが特徴的でございます。

　次に、７ぺージにつきましては、対象分野別の件数、８ページにつきましては、障がい種別ごとの件数を、それぞれ記載させていただいております。対象分野別では、日常生活で接する機会の多いと考えられる「商品・サービス分野」が、そして障がい種別ごとで見ますと、人口比率の最も多い肢体不自由の方からの相談がそれぞれ昨年度と同様、最も多い割合を占めるという結果となっております。以上が、昨年度１年間に受け付けました相談の概要という形になります。

　次に、10ページからですが、これが先ほど申し上げました、平成28年度から令和２年度までの５年間に相談員が対応しました相談の件数の推移等について記載させていただいているところでございます。まず、10ページの一番上にあるグラフですが、これは５年間の月別の相談件数と対応件数を比較したものとなっております。この中で、棒グラフが各月における相談の対応件数で、法や条例の制定されました平成28年度から令和元年度までは、でこぼこはありますが、概ね右肩上がりで増加していく傾向にあります。ただ、令和２年度につきましては、先ほども申し上げましたように、それが少し減少するという結果になっております。

　また、同じく10ページの一番下の表でございますが、こちらにつきましては、１件の相談事案が終結するまでに何回の対応を要したのかというのをまとめたものになります。大部分の相談は、５回以内の対応で終結しておりますが、数十回以上の対応を要する事案につきまして、毎年一定存在するという状態でございます。

　続きまして、11ページは、どこから広域支援相談員に相談が寄せられているのかを見たものとなっております。11ページの下にある２‐１のグラフを見ていただくと、こちらについては市町村から大阪府に寄せられた相談と、障がいのある方やその家族・支援者などから大阪府へ直接相談が寄せられたものの件数の割合を見たものとなっております。グラフの下の折れ線が市町村からの寄せられた相談、上の折れ線が大阪府への直接相談となっておりまして、概ね１対３から１対４の割合で推移しております。

　大阪府の広域支援相談員による相談の仕組みと申しますのは、まずは住民の身近な相談窓口である市町村に対応していただいて、それでも解決困難な事案については、広域支援相談員が市町村に対して情報提供や助言等も行いながら解決していくという、広域自治体と基礎自治体の役割に応じた機能を発揮することを目指したものとなってございます。

　ただ、この比率がずっと変わらないことから、目指す形に近づけていくためにも、市町村の窓口の周知や、対応力の向上について取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。また、この２の表の一番下のところに参考として書かれておりますが、これはまた別の調査になるのですが、市町村で受けておられる相談件数としましては、令和元年度151件、令和２年度130件となっておりますように、市町村の中で完結している相談もありますことから、市町村から大阪府へ相談が上がってきている以外にも相談がもちろんあるということでございます。

　次に、12ページに移りまして、上にあるグラフですが、こちらは大阪府に直接相談が入った際に、誰からの相談であるのかを見たものとなっておりまして、一番上の折れ線が障がいがある方からの相談で、これが最も多いという形になりますが、そのあとは、家族や支援者からの相談が続くというような形となっております。一方で事業者からの相談というのは、平成28年度でいいますと、上から３番目に高い割合を占めていたのですが、その後はその割合が非常に低いまま現在に至っているというところがございます。

　これにつきましては、自治体による相談窓口において、事業者からの相談も受け付けていることが十分に認知されていないということも、要因の１つではないかと考えております。今年の４月から障がい者差別解消条例が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことによりまして、事業者におきましても、合理的配慮の方法などについては悩む機会も増えてくると考えられ、相談の必要性につきましてもそれに伴って増していくものと考えられます。そのため、自治体の相談窓口におきましては、事業者からの相談も受け付けていることを、今後より周知に努めてまいる必要があると考えております。

　この条例改正にあたりましても、事業者団体とお話させていただく中で、その趣旨もお伝えしておりますので、徐々に事業者の方からの相談というのも増えていくのかなと、希望的観測も含めて思っております。

　次に、１２ページの下のグラフは、相談内容の類型ごとの推移を見たものですが、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する事案につきましては、全体の１割から３割程度を占める形で推移しております。

　１３ページにおきましては、対象分野別の件数の推移を見たものをお示ししております。接する機会の最も多い「商品・サービス分野」に関する相談が最も多くなっております。

　１４ページにつきましては、障がい種別ごとの取扱件数の推移となっておりまして、こちらにつきましては、肢体不自由のある方からの相談が一貫して最多となっております。過去５年間における相談の推移については以上になります。

　次に、１４ページ「合議体におけるあっせんの実施」についてでございますが、昨年度は１件のあっせんの申立てがございました。申立てを受けて開催しました第１回目の合議体で、あっせんを開始することを決定いたしましたが、双方からお話を聞いた後で、実施した２回目の合議体におきまして、本件は「あっせんによる解決の見込みがない」と考えられましたため、あっせんを終了しております。

　次に、１５ページから１７ページにかけては、府内市町村に対する支援の取組みについて記載させていただいております。

　（２）市町村支援における課題について、市町村の相談窓口の周知と、相談事例に対するキャッチ力や対応力の向上について課題があると考えております。また、障がい者差別解消支援地域協議会につきましては、全市町村での設置を目指して周知啓発に取り組んでいるところでございますが、半数弱の市町村ではまだ設置されていないというのが現状でございます。設置されている自治体でも、有効に活用できていないところもありますので、設置促進だけではなく、運用面の支援も課題となっております。

　続きまして、（３）府内市町村に対する支援の取組みにつきましては、例年実施しております出張情報交換会は、昨年度は大阪市と堺市のみでの実施となっております。また、市町村職員に向けた研修や、先ほども触れさせていただきました、支援地域協議会の設置・運営促進に関する研修を予定しておりましたが、こちらは残念ながら実施せず終わっております。これもコロナ禍の影響によるものでございます。

　次に、１８ページから２３ページにかけては、障がい理解に関する啓発の取組みについて記載させていただいております。その中で１９ページから２２ページに、昨年度の個別の取組み実績を記載しております。啓発につきましては、昨年度はコロナ禍の影響を受けましたことから、人の密集や人と人との接触がないような活動を中心に実施可能な活動を行ってまいりました。

　一方で、１９ページの②「共に生きる障がい者展」、いわゆる「ともいき」でございますが、こちらも、コロナ禍の影響を受けまして、開催を見送らせていただいたところでございます。

　大阪府では法の施行から啓発に取り組んでまいりましたが、十分に理解が進んでいる状況とは言えません。ワクチン接種も徐々に広まりつつありますが、新型コロナの影響は今年も続くことが予想されております。啓発の活動を切れ目なく続けていくために、オンラインの活用など、方法を工夫して実施してまいりたいと考えております。今年度の「共に生きる障がい者展」につきましても、その方向性で現在検討しているところでございます。

　また、資料２‐３について、Ａ４の横長の表になっていますが、こちらは昨年度に広域支援相談員の対応した相談のうち、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」など５つの分類にあてはまる事例について、その相談要旨と対応要旨をまとめたものを作成させていただいております。５つの類型にあてはまるものは全件載せさせていただいております。本日は、個々の事案についての説明は省略させていただきますが、記載方法等ご意見がございましたらお願いいたします。説明は以上となります。

○会長　はい。ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手ボタンを押してご発言ください。いかがでしょうか。

　お願いします。

○委員　２つあります。１つは、検証報告書の概要のところで、対応実績が、去年は外出機会が減ったので件数が減少しているというようなことが書かれています。コロナ禍のためこういう影響が出たということは、そういうことかなとは思うのですが。一方で、やはりコロナがあるがゆえに起こった差別的事例も、特に報告のところで幾つか上げられているところです。特に気になりましたのは、「不適切な行為」があったと思われる事例の６番のところ、資料２-３全体でいうと５ページ目ですが、商業ビルでコロナの影響で車いすの使用ができなかったということで障がい者差別ではないかという可能性があると。事業者に状況の確認をすると、消毒液が入手困難などの混乱した状況があるということで、車いすの貸し出しを停止しているというようなことが書かれています。

　ちょっと疑問に思ったのは、結局これは商業ビルですから、手や指を消毒する消毒液は用意されたのではないかなと。けれども、こういうコロナの状況だから車いすを消毒するようなアルコールは用意できないというような言い分かと思うのですが、状況的に見ても、納得のいくような説明ではないというように思います。コロナがあったことによって、一般の人が使えるのに障がいのある者が権利、利益を侵害されていることではないのかと。コロナに関して、「コロナだから」という理由で、やはり弱い立場にある者が、より我慢を強いられるような事態になっていないのかと。そういう視点で見たときに幾つか、そう読めるかもしれないという事例がやはりこの中にはあります。

　僕が言いたいのは何かと言うと、その事例がどうかということよりも、コロナに対する外出が減ったから差別が減ったということだけではなくて、やはりコロナの影響による新たな差別というのが見られるのではないかというところは、どこかで触れておくべきではないかというのが１つの意見です。

　２つ目、障がい者理解の啓発ですが、啓発はよくやっていただいているとは思いますが、もう６年目になるわけで、今回の事例を見ていても、相変わらず盲導犬や補助犬の差別という事例というのはいまだに多く、これは毎年必ず出てきている事例です。やはりそういう対象を絞って、しかも業種もある程度絞り込んで、単に一般的な啓発というよりは、差別を未然に防ぐための取組み、ぜひ、そういう啓発というのを今後はやっていく必要があるのではないかと思います。

　今年の啓発の方針について、すぐに変えろということではないのですが、改正差別解消法も成立しましたが、施行までにはもう少し時間があるかなと思っています。そこまでの間に、やはり大阪府としては先行してそういうことを進めていっていただきたいというように思いました。以上です。

○会長　はい。ありがとうございました。事務局、回答できる部分については回答していただけますか。そのあとで、他の委員の方が挙手されていましたので、対応をお願いします。

○事務局　はい。１点目にご指摘いただいた、「不適切な行為」があったと思われる事案の６番のケースでございますが、この時は、我々としましても、もちろん委員のおっしゃるような観点からも、障がい者の方にしわ寄せがいかない形で対応ができないのかということで、お話はさせていただいているところなのですが。この時期は、コロナ禍で商業施設自体も結構混乱している時期でもあったというところもあります。委員の言うこともごもっともでして、我々も通常時でしたら、当然のことながら、そういう対応もできたかというようには思うのですが。時期が時期だということですから、我々としても十分な対応ができなかったというところでございます。

　すみません。また、認識を今回新たにさせていただきまして、今後の対応に活かしていければというように考えております。

　２点目ですが、盲導犬につきましては、確かにこういう課題というのは頻発しております。担当課、補助犬につきましては身体障害者補助犬法という別途、特別法がありますので、そちらのほうの担当課との連携、情報も共有いたしまして、今後、適切に対応ができるよう努めてまいりたいというように考えております。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。委員の１点目は、大阪府の対応が十分ではなかったという趣旨ではなくて、事例の中から、コロナ禍において起きた特徴的な事例を少し報告書の中に書き込めないかということだと思うのですが。書き方を少しご検討いただいて、可能であれば盛り込んでいただけますか。

○事務局　はい。その点は了解いたしました。記述を考えてみます。

○会長　はい。続きまして、お願いします。

○委員　委員と会長がおっしゃったところと通じるのですが、２点あります。１点目は、新型コロナに関わる相談があったのかどうかということです。新型コロナに関わる相談を集約する必要があるのではないかということです。

　私どもが行っております、人権相談でも昨年度、新型コロナに関わる相談などがありました。その３割が差別という状況でした。例えば、コロナの感染が広がった医院に入院していたことで、次の施設に入所するときにそれを断られた、そういう事例などもありました。

　昨年度のことではないのですが、この４月、５月の状況の中で、これは愛知県でしたか、聴覚障がい者のホテル療養が拒否されたということが新聞に載せられたりしていました。

　私の知っている方のお話では、大阪府でも施設で感染が広がって、保健所と相談したら、職員の方にはホテル（療養）の案内がきたが、障がい者の方にはホテル（療養）の案内がこなかったということで、その障がいのある利用者の方は残念ながら亡くなってしまったということがあったということなんです。

　そのような対応をされた原因はわからないのですが、やはり委員もおっしゃっていたように、障がいがあるという困難に新型コロナの困難が重なってくるというところがあると思います。コロナなどの困難な社会状況のときには、差別が強化されるということの認識を持って、私たちは取り組む必要があると思います。なかなかその時に対応ができるかどうかというのはわかりませんが、新型コロナの困難が重なってこのような差別が起こっているということを、きちんと集約して検証をすることが必要ではないかなと思います。

　せっかくですので、「新型コロナを理由とした」という差別はないかもしれませんが、「新型コロナが関わった」差別の事案や、困難な事案ということを集約して分析、検討していくことが必要ではないかなと思います。これが１点です。

　もう１点は、報告書の15ページから「府内市町村に対する支援の取組み」ということが書かれていると思います。今日の参考資料にも、「市町村の状況一覧」ということが出されています。市町村の相談件数も集約されていると思うのですが、その相談がさまざまな市町村から上げられているのか、特定の市町村から相談件数が上げられているのか、というところを見ていくという必要があると思います。

　といいますのは、1５ページの下のほうに書かれていますが、例えば、支援地域協議会の設置ができていない理由に、「事案が上がってこない」、そういう理由があったりします。これは本当に「体制を作らない」、「相談がなかなか解決されない」、「相談しない」、また、「事案がないから」と言って体制ができないという悪循環になっているのではないかなと思います。

　私は、やはり差別問題というのは、差別を受ける当事者がそんなにやすやすと問題を提起するというのはできない。やはりマイノリティーですし、抑圧されているのですから、提起するということは、もうすごい力、勇気がいるんですよね。だから、支える人と一緒に声を上げたりしていくわけなので、そういう意味では、「いや、相談事例がないから」や「事例がないから」ということで仕組みを作らないということは、それ自身が障がい当事者の声を上げたくても上げられない状況を作っているということ、このことをやはり市町村と大阪府が相談される中で、この観点をきちんと示していただきたいなと思います。

　そういうことで施策、窓口などを周知するということがどれだけ重要なのかということが出てくると思いますので、この「市町村に対する支援の取組み」のところ、理由などは書かれているのですが、これからの取組みとして、やはり仕組みを作っていくことによって当事者も声を上げることができるのだというような観点を働きかけていっていただきたいなと思います。以上、２点です。よろしくお願いいたします。

○会長　はい。ありがとうございます。それでは、最初のほうは対応していただけるということなので、コロナが背景要因となって差別事案が生み出されたようなケースについては、それをピックアップして、事例等としてご紹介いただければいいと思います。おそらく100年に１回あるかないかのことが今起きているので、それを検証報告書で残しておくというのはとても大事なことであります。

　後半部分はどうでしょう。事務局、お願いします。

○事務局　市町村の窓口対応、それからそれを充実させるためには市町村支援が必要だというご指摘の中で上げられていました、協議会を作るのが先か、相談があるのが先かというところは、これはもちろん、言い訳としましては、おそらく、相談がないから作らないというのは、一見、確かに合理的なようには見えるのですが、そこは委員がおっしゃったように、体制がしっかりしていないから相談もしにくいというのはあると思われますので、我々としましても、設置に向けた取組みというのは今年度もさせてもらうつもりでいます。また、設置をしたけれども、どうしたらいいかわからないという声も聞きますので、そういうところについても、どういう対応をしていくのがいいのかというところを、事例も含めまして共有するなり、市町村と一緒に対応をする。市町村の対応力というと少し上から目線になってしまうのですが、一緒に解決していく方法というのを相談していきたいなというように考えております。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。未設置の市町村については、複数市町村を束ねて広域で協議会を作っていただいて、最初は年２回ぐらいなので、広域で委員を集めていただければ、そこで大阪府の事例の紹介や検討や取組み、体制整備をしていただきながら、具体の事案が幾つか続いて出てくれば、単独の協議会に移行してもらうなどという、大阪モデルのようなものを考えられませんか。

○事務局　会長がおっしゃるような仕組みというのも含めて検討ができればいいと、もちろん思います。ただ、今設置していないところの地域性などもありますので、そういうところは我々のほうも、今年度は設置していないところについては個別に話をしていこうかなと思っているところですし、今いただいたような選択肢も含めてご提案をしていけたらと思います。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほか、ご質問やご意見等はございませんでしょうか。

　よろしいですか。それでは時間の都合もございますので、議題３に移りたいと思います。「大阪府障がい者差別解消協議会運営要領の改正について」、ご提案ください。

○事務局　議題３「大阪府障がい者差別解消協議会運営要領の改正について」のご説明をさせていただきます。

　先ほど申し上げております、大阪府障がい者差別解消条例につきましては、この解消協議会におきまして改正に向けた議論をしていただき、そして今年の４月から改正条例が施行されたところでございます。この条例改正を受けまして、条例に「事業者における合理的配慮の提供」という条を１つ加えた形になっておりまして、その結果、条例の条項がずれる、いわゆる「条ずれ」というのが発生しております。それを修正するための、いわば機械的な改正という形になっておりますため、要領の実質的な内容については特に変更等はございません。説明は以上でございます。

会長　はい。それでは、この件についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

　説明がありましたとおり、技術的な改正なので、内容自身の大幅改正ではございません。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、この件については、ご了解いただいたということで、改正案のとおり決定することにしたいと思います。

　では、最後になりますが、先ほどもありましたとおり、「府内市町村の状況」についてご説明いただきましょうか。

○事務局　説明させていただきます。参考資料１‐１をご覧ください。

　参考資料１‐１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」を説明いたします。こちらの一覧表は令和３年４月１日現在の状況を示しております。支援地域協議会を単独で組織している市町村は計９つありまして、既存の協議会、自立支援協議会等と並存というか一緒にやっている協議会のことでございますが、既存の協議会等を支援地域協議会として活用している市町村及び、その活用を予定している市町村は１５か所で、合わせて２４市町村となります。１年前と比較いたしますと、寝屋川市が「設置予定」から「設置済み」になりました。八尾市におきましては、設置の時期は現時点では「未定」とされておりますが、設置の予定で取り組まれているものでございます。

　支援地域協議会の設置については、大阪府といたしましても、市町村に対して継続的に設置の働きかけをしているところですが、ここ数年は設置自治体の数も伸び悩んでいるという状況にございます。また、今年の４月より条例が改正となりまして、合理的配慮の提供が事業者に対しても義務となりましたことから、相談の件数も増えてくる可能性もありますので、支援地域協議会の必要性というのはますます高まっているのではないかというように考えております。

　このような状況でもありますことから、今年度は未設置の市町村に対して、もちろん全体的に研修を実施するなり、働きかけをする予定にはしているのですが、個別市町村にも働きかけを行ってまいりたいと考えています。

　続きまして、参考資料１‐２「府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」ご説明いたします。相談窓口において専門職の配置・活用をしている市町村は21自治体ございまして、昨年度から変わらずという状況です。表の右から２番目の列にある「庁内関係課と調整会議を組織・対応」をしている市町村は22自治体で、こちらについても昨年度と同数という状況でございますが、その隣の「対象分野の事業所と調整会議を組織・対応」している市町村は昨年度から２つ増えて４自治体となっております。

　続きまして、参考資料の１‐３に移らせていただきます。参考資料１‐３「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」ですが、こちらにつきましては、市町村における啓発活動についてまとめたものになります。昨年度は新型コロナの影響もありまして、各市町村におきましても対応に苦慮されたところなのですが、啓発活動も思ったように実施することができないという状況でございました。セミナー等の件数は、昨年度は10の市町村で実施していただいておりましたが、令和元年度の19件から大きく減少しているところでございます。

　また、「障がい者週間」等の街頭キャンペーンにつきましても、人と人との接触を極力避けるよう言われていたところでもございますので、令和元年度は28の市町村で取り組んでいたところが、昨年度につきましては８つの市町村ということになっております。

　一方で、ホームページや広報誌の発信というところは、昨年度と同じレベルでの実施となっております。

　大阪府の啓発状況につきましては、先ほどの検証報告書の中でもご覧いただいたように、若干紹介はさせていただいたのですが、人を集めるセミナーや「共に生きる障がい者展」などについては中止せざるを得なかったというところでございます。その代わりといっては何なんですが、啓発物はたくさん作りまして、その作成や配布を中心に取り組んだところでございます。

　最後に参考資料１‐４「府内市町村における対応要領の策定状況について」の説明をさせていただきます。昨年度までは首長部局の策定状況のみアンケートを採らせていただいたのですが、学校に関係する相談事案も少なくないことから、教育委員会における対応要領の策定状況についても確認させていただいております。件数としては、首長部局と教育委員会とも43市町村全て作成されております。

　職員に対する研修につきましては、実施の有無は市町村ごとに異なっておりますが、行政機関は障がい者差別の解消に率先して取り組む主体でありますことから、大阪府としましては、市町村職員の対応力等の向上につながるよう、研修資料の提供とともに、権利擁護に関する研修の実施や出張情報交換会などを通じまして、市町村の方々と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。ただいまのご説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。挙手ボタンでお願いいたします。委員、お願いします。

○委員　はい。先ほど来から何回か挙手させていただいていたのですが。

○事務局　申し訳ありません。

○委員　１つちょっとタイミングを逃してしまいましたので、私のほうでも少し困るのですが。１つ、この市町村の対応窓口です。このあたりが、現状、私たちはユーザーですので、差別問題について窓口があるということ自体の周知がしづらい。障がい福祉課が対応しているであるとか、あるいは別の窓口で対応しているであるとか、この差別解消条例を有効に使うということになれば、やはり窓口の明確化というものが実際にされているのかというところで、決して差別問題に関する窓口という表示がないわけで、これはかつて、申し上げたかもしれませんが、この条例を使いこなせない１つの理由はそれなんですね。広域相談窓口まで持ち込むというのは、私たち障がい者や障がい者の家族にとって、個別ではなかなか難しい窓口なんです。何らかの公的な支援につながっている精神障がい者というのは、私たちの統計では約１割程度しかいないんですね。そうなると、個別で敷居の低い相談ができるという配慮をお願いしたいのですが、そのあたりはどうなんでしょうか。お願いしたいと思います。

○会長　はい。事務局、いかがでしょうか。

○事務局　市町村の対応窓口につきましては、全市町村に対応窓口は設けてはいるのですが、おっしゃるような、周知が十分にされていないということについては、また市町村とも共有はさせてもらいます。

　我々の差別解消のホームページにおきましては、各市町村の窓口というのはご紹介をさせていただいているところでございます。市町村で具体的に相談しようとしたときにすぐにわかるようになっていないというところはあろうかとは思うのですが、何らかの形では一応、市町村の窓口は知っていただけるような状況にはなっているかとは思うのですが。おっしゃるように、十分、いろいろな形で周知を徹底するという意味については、我々も今後の検討課題として考えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。続きまして、挙手をされていますね。よろしくお願いします。

○委員　先ほど検証報告書のご説明を聞いていたときに、ふと気になったことが１つ思い浮かんだので、その課題を今から発言させていただければと思います。ですから、検証報告書の内容に問題があるとか意見があるということでは決してないということを、まずお伝えしておきたいと思います。

　といいますのも、具体的にどの部分の話を聞いていてふと気になったかというと、検証報告書の、「府内市町村に対する支援の取組み」のところの（４）の今後の取組みで１６ページのところになるのですが。「しかし」以降で、「大阪府の条例の改正で事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことにより市町村への相談が増えることが予想されるので、周知・啓発の取組みはより一層、重要になってくるものと考えられます」と、こういうように書かれています。

　それはそうだろうと思うのですが、ただ１点、なぜかふと気になってしまったことなのですが。大阪府の今回の条例改正によって、７条という形で、事業者に対する合理的配慮の提供が法的義務化されたわけですが、それは事業者を一定程度拘束するものであるというのは、もちろん、そのとおりなんですが。

　この「７条違反」に基づいて、例えば、障がいのある人、あるいはその支援者が市町村の窓口に相談に行ったときに、市町村の職員というのは、その７条に拘束されるのかどうか。つまり、７条の規程に基づいて、例えば、７条違反があったかどうかを審査・判断し、場合によって必要な対応というのを７条に基づいて行うことができるのかというのが、ふと気になってしまったというか。その点はいかがなものなんでしょうか。つまり、大阪府の条例は、府内市町村の職員を拘束するのかどうかという。それはそういうものとして理解していいのかというのが、ちょっとよくわからなくなってしまったので、もし、事務局で何かお考えや、見解があればお聞かせ願えればと考えています。すみません。議題と少しずれる点なのですが、質問させていただければと考えています。以上です。

○会長　条例の解釈ですよね。

○委員　はい。端的にそれです。

○会長　解釈なり、運用のあり方なり、条例を策定したときに、市町村との関係をどう考えていたのかということを改めてご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局　市町村の職員を拘束するかというところについては、具体的にここの項目、７条につきましては、事業者等との関係性のみで考えておりますので、正直なところ、想定していないといえば想定していないです。今後、実際に文言でどのように解釈できるのかということにつきましては、改めて回答をさせていただくということでよろしいですか。

○委員　おそらく、この７条というのは行為規範なので、だから、その意味では、事業者を拘束するということで、さしあたりはいいとは思うのですが。ただ、「事業者が合理的配慮を提供しなかったよ」というように障がいのある人が考えて、「７条違反である」ということで、例えば、市町村の窓口に行ったときに、その市町村の職員というのは、この７条に基づいて相談対応するのか。それとも、「いや、それは大阪府の条例だから、我々は別のルールに基づいて審査するのだ」というように対応するのか。あるいは、「大阪府の条例でそういうようになっているのだから、そこは従ってね」と、そこはあいまいな形で対応するのか。あるいは、それ以外なのか。何かよくわからなくなってしまったので、もし、何かお考えというか。まだ十分に詰められていないということですので、またちょっとその辺はお考えいただければというように考えております。すみません。ちょっと私も適切な回答がぱっと思いつかないので、考えておかないといけないのかなというように思うのですが。ちょっとその辺はご検討いただければというように思います。私からは以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほか、ご質問等はございませんでしょうか。お願いします。

○委員　先ほど、インターネット上で、ホームページを見ればあるということをおっしゃいましたが、この条例は何が一番大事かというと、やはりユーザーである障がい者が使いやすいということで配慮していただくのが、まず一番大きな課題だと思うんですね。ホームページを使いこなせる当事者、それから家族、高齢者というものがどれだけいるかということをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

　まず、中身的な問題もまだまだ私たち、市町村の障がい福祉課、一覧表は私もアウトプットした覚えがあるのですが、障がい福祉課の担当の方が、この差別問題に対してどれだけ研修され、理解され、対応力があるのかというところでは、障がい福祉課に対する意識であるとか、市町村の住民にとっては障がい福祉課の方たちが、対応してくださる専門家なんだという認識をするのですが、果たしてそのあたりの、内実の質の高め方というのはどうなのでしょうか。

　なぜ、インターネット上の開示だけで、それがこの障害者差別解消法を使えるということになさるのか。区役所、保健所、そういうところに行ったときに、「障がい者差別に対する窓口はここ」というような明示がない限り、個人としては全く使えない条例になってくると思うのです。インターネット上の開示だけで、今後もなさるのでしょうか。

○会長　はい。事務局、いかがでしょうか。

○事務局　はい。先ほどおっしゃった件ですが、もちろんホームページというのは一例を申し上げたというところでございまして、当然、直接お電話等でお問い合わせがあった際にも適切な窓口は紹介させていただくこともできますし、また、チラシ等も作っているところでございますので、そこの窓口というのは、複数の手段でご紹介をさせていただいているところでございます。

　おっしゃったように、対応力について、実際に窓口でそういう対応をしてもらえるのかどうかというところにつきましては、当然のことながら課題も含めて、我々も認識しておりますので、今後とも、その対応力の向上に向けた取組みについては進めてまいりたいというように考えております。

○会長　はい。ありがとうございます。市町村と協議をする場を今年度も設けて、実際に市町村担当課に出向いて意見交換をされるということでしたので、ぜひとも、その広報の方法で無理なく実行できる方法はないかということを少し協議を積み上げていただけないでしょうか。例えば、ポスターを作って貼り出すということは可能なのか。特に市民の方がよく行くようなセクションに、玄関に貼り出すということが可能なのか。それ以外の窓口をそれぞれの市町村でお知らせする方法はないのか、ということなど、ちょっと検討いただければと思います。

　はい。予定の時間を過ぎてしまいました。オブザーバーの方、ご意見がございましたら、それぞれ挙手していただきながら、一言ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○オブザーバー　よろしくお願いいたします。取組み事例は非常に参考になるお話、そして、なおかつ、大阪府さんの取組みという部分も非常によくお聞かせいただいて、非常に参考になる部分がございました。意見というわけではないのですが、当局でも、バリアフリーに関する研修の場などにおいて障害者差別解消法について講習、それ以外にもいろいろな情報の提供などを行っていくつもりではおりますので、それも含めて差別の解消の推進に努めていきたいというように考えておりますので、また、いろいろ情報等がございましたら、私どものほうにも共有いただければというように考えております。よろしくお願いいたします。

○会長　はい。ありがとうございました。続きまして、お願いします。

○オブザーバー　よろしくお願いいたします。意見とかそういうのではないのですが、普段、私たちの窓口でも、虐待の案件であったり、差別解消に関わる相談などを受けているのですが、なかなか自分たちではどういうように考えていいのか苦慮することがありまして、そういうときに大阪府の広域支援相談員さんにちょっと相談するということを、年に何回か設けさせていただいています。それで私たち職員の考え方も、「なるほど、そういうように考えていけばいいのか」など、そういうことで向上している部分もあったりしますので、数少ない相談の中での判断を自治体はしていることになりますので、今後も他市の状況や、今回のこういうような事例なども載せていただいているのですが、そういうことを共有していただければ、各自治体も助かっていくのではないかというようには考えております。これからも一緒にやっていこうという姿勢でおりますので、よろしくお願いいたします。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

　はい。それでは時間がまいりましたので、以上をもちまして本日の議事、全て終了としたいと思います。事務局に議事をお返しします。皆様ご討議、ありがとうございました。

○事務局　それでは、これにて「第１６回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会いたしたいと思います。本日は、短い時間ではございましたが、熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。また、本日の会議に関しましては、ログインいただくのにもなかなかスムーズにいかない点や、発言のために挙手していただきましたところ、こちらのほうでうまく把握できていないところがございまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。今後、また会議の開催にあたりまして反省材料とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　本日は、皆様、お忙しいところありがとうございました。　　　　　　　　（終了）